

当座勘定をご利用のお客様 各位



「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

当組合では、現在、提示された手形・小切手は、提示日の窓口営業時間中に当座勘定に入金または振込みされた資金により支払いを行っておりますが、「当座勘定規定」には入金時限を明記しておりませんでした。

今般、全銀システムの稼働時間拡大（振込取引の24時間365日稼働化）に伴い、平日夜間、休日を含む当座勘定への振込入金が可能となることを踏まえ、平成30年10月9日（火）より、「当座勘定規定」に入金時限（15時）を明記する改定を行いますのでお知らせいたします。

なお、この取り扱いは、既に当座勘定をご利用いただいているお客様にも適用されます。
新規定をご希望のお客様は、窓口までお申し付け下さい。

記

1. 改定日 平成30年10月9日（火）

2. 対象規定

規定名	改定箇所
当座勘定規定（一般当座用）	第9条（支払の範囲）
当座勘定規定（専用約束手形口用）	第10条（支払の範囲）

3. 改定内容

(1) 当座勘定規定（一般当座用）

（下線部分が改定箇所です。）

改定前	改定後
第9条（支払の範囲） ① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。 (② 追加) ② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第9条（支払の範囲） ① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。 ② <u>呈示された手形小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u> ③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

改定内容は当座勘定規定（一般当座用）の第9条に準じます。

以上